

# ESG 10 minutes

管理部門向けのESG情報開示・対話のニューズレター

2021年12月

(本号は2021年11月30日までの情報に基づきます)

## 1. ESGー基準を巡る動向

### 包括的な報告基準／フレームワーク (ESGの課題を幅広く扱う)

- GRI
  - GRIスタンダード
- VRF (バリューレポーティング財団)
  - SASBスタンダード
  - 国際統合報告<IR>フレームワーク

### 個別の課題を対象とする基準 ／フレームワーク／プロトコル

- CDP
- TCFD (気候関連財務情報開示タスクフォース)
- CDSB (気候変動開示基準委員会)

など

### ESGの原則やガイドライン

- SDGs (持続可能な開発目標)
- 国連指導原則報告フレームワーク
- WBCSD (持続可能な開発のための世界経済人会議)

など

### サステナビリティ格付けや ランキング

- FTSE Russell
- MSCI
- S&Pグローバル

格付けやランキングは多数存在。ここでは日本の公的年金の積立金を運用する年金積立金管理運用独立行政法人(GPIF)が採用しているESG関連指数一覧で登場する機関を取り上げた。

など

コンパジェンス(情報の収斂)に向けた大きな動き

### 包括的なイニシアチブ ／アライアンス

- ISSB (国際サステナビリティ基準審議会)
  - IFRS財団、CDSB、VRF (SASBスタンダード、国際統合報告<IR>フレームワーク)、ほか
- WEF IBC (世界経済フォーラム国際ビジネス評議会)
  - 120名を超えるグローバル企業のCEOが参加
- EU taxonomy、CSRD (企業サステナビリティ報告指令)
  - 欧州委員会が主導

など

英語略称の	GRI	・・・Global Reporting Initiative
正式名称について	VRF	・・・Value Reporting Foundation
	TCFD	・・・Task Force on Climate-related Financial Disclosures
	CDSB	・・・Climate Disclosure Standards Board

	WBCSD	・・・World Business Council for Sustainable Development
	ISSB	・・・International Sustainability Standards Board
	WEF IBC	・・・World Economic Forum International Business Council
	CSRD	・・・Corporate Sustainability Reporting Directive

## 2. IFRS財団による国際的なサステナビリティ基準の設定

- 国際サステナビリティ基準審議会 (ISSB) が、国際会計基準審議会 (IASB) に並立する機関として、IFRS財団傘下に新設されます。
- 気候変動開示基準委員会 (CDSB) とバリューレポーティング財団 (VRF) が、2022年6月までにIFRS財団に統合されます。
- ISSBの技術的準備ワーキンググループが、サステナビリティ関連財務情報の開示に関する一般要件のプロトタイプと気候関連開示のプロトタイプを公表しました。

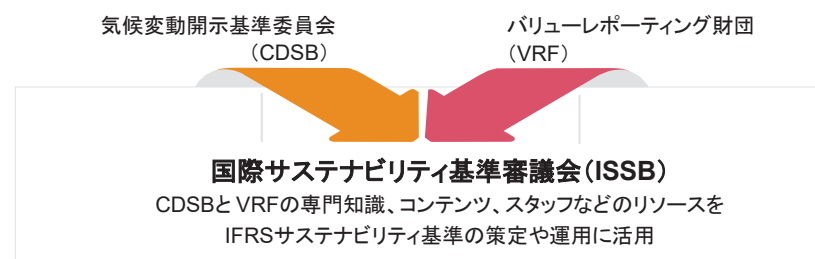
### 国際サステナビリティ基準審議会 (ISSB) の設立

IFRS財団が、国連気候変動枠組条約第26回締約国会議 (COP26) の開催期間中に、国際サステナビリティ基準審議会 (ISSB) の設立を表明しました。ISSBは、国際的なESG情報開示基準を設定するための機関として設立されます。IFRSサステナビリティ基準という名称で、既存の国際会計基準審議会 (IASB) の設定するIFRS会計基準と並立する形で、2022年6月に基準が設定される見込みです。今後ISSBの議長および副議長の選任がなされ、ISSBの業務が開始される予定です。

### 気候変動開示基準委員会 (CDSB) とバリューレポーティング財団 (VRF) のIFRS財団への統合

気候変動レポートで有名なCDPが事務局を務める基準策定機関CDSBと、国際統合報告フレームワーク<IR>やSASBスタンダードの策定機関VRFは、2022年6月までに、IFRS財団に統合されることとなりました。

両機関の専門知識、コンテンツ、スタッフなどのリソースは、IFRS財団に統合されISSBで実施されるIFRSサステナビリティ基準の策定や運用に活用されます。ISSBは、既存のESG情報開示に関する取り組みを統合する機関となりそうです。



### IFRSサステナビリティ基準のプロトタイプ公表

ISSBの設立に先立ち、2021年3月に活動を開始した技術的準備ワーキンググループTRWG (Technical Readiness Working Group) によって検討された、サステナビリティ関連財務情報の開示に関する一般要件のプロトタイプ (General Requirements for Disclosure of Sustainability-related Financial Information Prototype) と、気候関連開示のプロトタイプ (Climate-related Disclosures Prototype) の2つが公表されました。

公表された2つのプロトタイプには、TCFD提言で提示された4つの要求項目 (ガバナンス、戦略、リスク管理、指標と目標) や、業種別のESG情報開示基準を定めたSASBスタンダードの内容が含まれています (図 1-1 参照)。

## 2. IFRS財団による国際的なサステナビリティ基準の設定

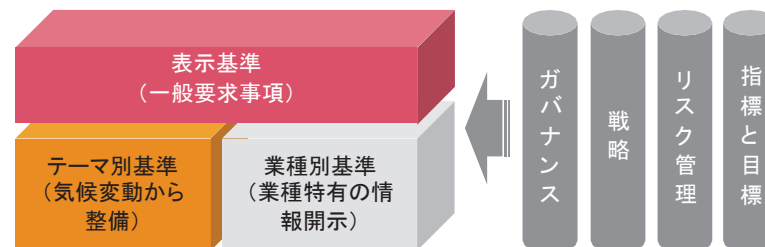
TRWGが公表したプロトタイプのうち、サステナビリティ関連財務情報の開示に関する一般要件のプロトタイプは、その名の通りESG情報開示の一般要求事項を定めています。IASBのIAS(国際会計基準)第1号「財務諸表の表示」を参考に作成されており、次の主要な内容のほか、付録にはマテリアリティの導入についてのガイダンスや、有用なサステナビリティ関連財務情報の質的特性に関する説明が含まれています。

- 企業の重大なESG関連のリスクと機会を完全、中立的、かつ正確に描き出すための開示要件
- 利用者のニーズを満たし、企業の価値の向上に焦点を当てた財務報告のためのフレームワークに沿ったマテリアリティの定義
- ガバナンス、戦略、リスク管理、および指標と目標の4つの領域からなる企業の重大なESG関連のリスクと機会の開示のための一貫したアプローチ

また、もう一方の気候関連開示のプロトタイプは、ガバナンス、戦略、リスク管理、指標と目標の4つの領域において、TCFD提言の11の推奨事項を組み込んだ開示要件を示すだけでなく、ESG情報開示領域で活動する5団体(CDP、CDSB、GRI、IIRC、SASB)が2020年12月に公表した「企業価値に関する報告」(Reporting on enterprise value: Illustrated with a prototype climate-related financial disclosure standard)の気候関連の財務開示基準のプロトタイプも考慮した内容になっています。

付録にはSASBスタンダードを踏まえた業種別の開示要件の要約が含まれています。補足文書には、消費財から輸送までの11セクター77業種における開示要件に対するプロトタイプが、581ページにわたり記載されています。

(図 1-1) TRWGが提案したIFRSサステナビリティ基準の構成



### 日本における影響

ISSBによるIFRSサステナビリティ基準が、2022年6月に設定予定であることは既に述べた通りです。日本においても、これを受けて基準の設定を見据えた動きがあります。

ESG情報開示基準の法令上の位置づけを定める金融庁の動向は、「3. 金融審議会『ディスクロージャーワーキング・グループ』における検討」で紹介します。また、東京証券取引所のコーポレートガバナンス・コードの改訂で新市場区分のプライム市場上場企業を中心にTCFD提言への対応が求められます。

ISSBについては、2022年初頭にフランクフルトとモントリオールにオフィスが開設され、その後も世界各地にオフィスが開設される予定です。ISSBはマルチロケーションアプローチを採用しており、ISSBによって設定されるIFRSサステナビリティ基準は、例えばEUの企業サステナビリティ報告指令(Corporate Sustainability Reporting Directive: CSRD)など、各法域における基準に従った開示内容に互換性をもたせる役割を果たすと期待されています。

国際的な動きに対応して、日本における意見の対外的発信や国内のサステナビリティ基準開発に関する議論が、今後さらに活発になっていくと考えられます。

### 3. 金融審議会「ディスクロージャーワーキング・グループ」における検討

- 金融審議会の分科会である「ディスクロージャーワーキング・グループ」(DWG)では、ESG情報の開示の制度化についての議論が行われています。
- 東京証券取引所の2022年4月の市場再編にあたり、最上位のプライム市場に上場する企業に、TCFDまたはそれと同等の国際的枠組みに基づく気候変動開示の質と量の充実を要求する、いわゆるソフトローによる規制とは別の議論です。

#### 開示における重要性

有価証券報告書における開示の重要性は、「投資家の投資判断にとって重要な情報か」「企業価値への影響」を考慮しての判断が望ましいと考えられています。

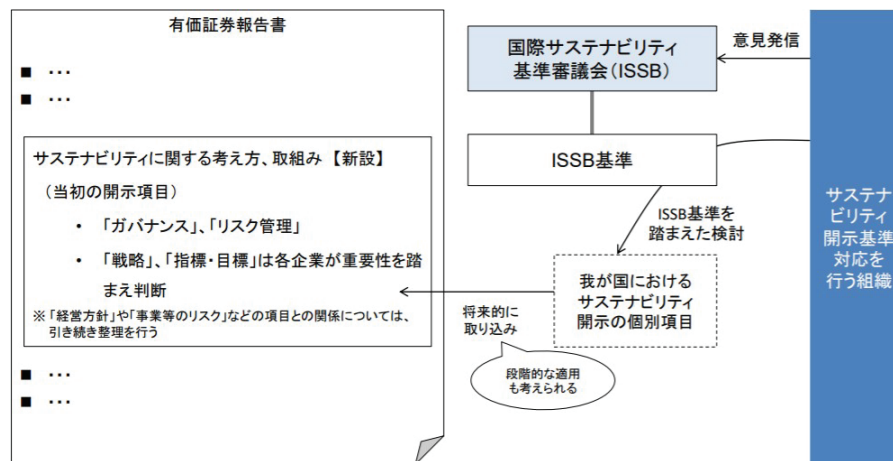
企業における重要性の判断では、前提として「マテリアリティ」の特定を明確にし、重要な項目は開示する必要があることを徹底すべき、などの意見があります。

#### 開示充実の方向性

ESG情報については、明瞭性、簡潔性、比較可能性の観点から、有価証券報告書の中に「記載欄」を設けて開示を求めべきであるという意見があります。対照的に、ESGをめぐる課題は経営課題であるため、既存の「経営方針等」の欄で開示し、指標や詳細な項目は別途「記載欄」を設けて開示すべきとの意見もあります。

有価証券報告書の記載事項については、TCFD提言の4項目をどのように開示していくのか議論されています。全てにおいて「ガバナンス」と「リスク管理」の開示を求め、「戦略」と「指標と目標」は、企業にとって重要性がある場合に開示を求めべきという意見と、気候変動以外については「ガバナンス」「リスク管理」に加えて「戦略」の開示を求め、「指標

(図 2-1) 有価証券報告書の記載欄と国内体制整備の方向性(案)  
(企業会計審議会総会・第8回会計部会 資料3)



# 3. 金融審議会「ディスクロージャーワーキング・グループ」における検討

と目標」についてのみ、企業にとって重要性がある場合に開示を求めべきという意見があります。また、日本企業の取り組みが国際的に比較可能な形で開示されることが重要であるため、TCFDやISSBなどのグローバルな枠組みを参考にした開示が期待されています。

## 日本における体制整備

国際的にも比較可能で評価軸のはっきりしたISSBの基準を踏まえる必要があり、日本もISSBの活動にコミットしていくべきとの意見があります。そのほか、国際基準策定への意見発信や、日本におけるESG情報開示の個別項目の検討を担う体制整備が重要で、民間における取り組みを支援していく必要があるとの意見や、ISSBのマルチロケーションアプローチについても日本として対応を考えるべきとの意見もあります。

なお、財務会計基準機構(FASF)は、定款変更を行いました。具体的には、一般に公正妥当と認められる会計基準に加え、サステナビリティ報告基準の調査研究・開発、ならびに国際的なサステナビリティ報告基準の開発への貢献を、財団の目的に加えた旨が公表されました。

## 気候関連以外のESG項目の開示

多様なESG要素が存在し、開示の枠組みによって、開示を奨励される内容も異なります。その中で「多様性確保に関する開示(女性管理職比率など)」、「人的資本に関する開示」の必要性の議論が進められており、以下のような意見があります。

- 多様性に関する開示で目標設定などが開示されている場合、その目標設定の理由の説明も開示されていると有用。
- 人的資本に関する開示は、経営者目線だけでなく、従業員の意識も反映されていることが重要。また、独自に数値を示す場合、信頼性を確保するため、定義を明確化する必要。

(注)

「ディスクロージャーワーキング・グループ」(DWG)は、金融庁金融審議会の分科会で、2021年6月25日に金融担当大臣の諮問を受けて設置されました。企業を取り巻く経済社会情勢の変化を踏まえ、企業と投資家との間の建設的な対話に資する企業情報の開示の在り方について検討を行う組織です。

12月1日に第4回のDWGが開催されましたが、本稿は10月29日開催の第3回までの内容に基づいています。

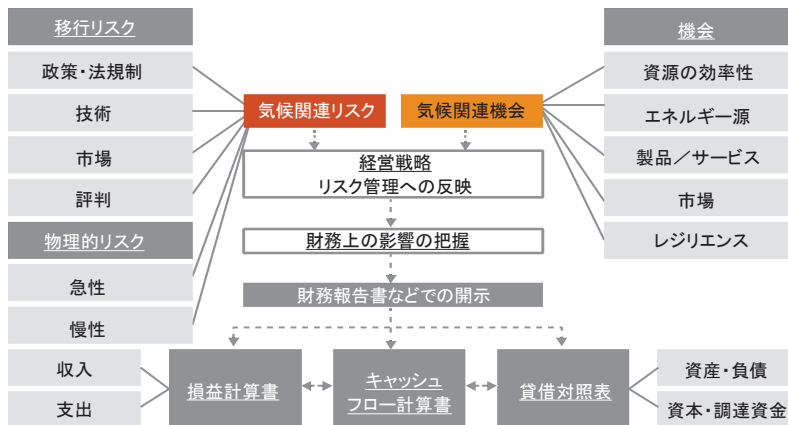
# 4. TCFD提言に関わる最新動向

金融審議会DWGや東京証券取引所の市場再編でTCFDについて言及されています。  
2017年に公表されたTCFDの枠組みの概要について説明します。

## 2017年公表の「最終報告書」(TCFD提言)の概要

TCFD提言(Recommendations of the Task Force on Climate-related Financial Disclosures)は、企業に対して、自社のビジネス活動に影響を及ぼす気候変動の「リスク」「機会」「財務上の影響」について把握し(図 3-1)、4領域 11項目について開示することを推奨しています(図 3-2)。これらの推奨項目については、レポートやガイダンス内で全セクター向けと特定のセクター向け(図 3-3)の詳細な要素を紹介しています。

(図 3-1) 気候関連リスクと機会が与える財務影響(全体像)



特に、「戦略」の項目 c)においては、気候変動という長期にわたる不確実な課題に対する経営戦略の持続可能性・レジリエンス(強靭性)を評価する観点から、シナリオ分析による気候関連リスク評価を財務報告書などで開示することが推奨されています。

(図 3-2) TCFD提言で推奨される開示項目

要求項目	ガバナンス	戦略	リスク管理	指標と目標
<b>項目の詳細</b>	気候関連のリスク及び機会に係る組織のガバナンスを開示する	気候関連のリスク及び機会が組織のビジネス・戦略・財務計画への実際の及び潜在的な影響を、重要な場合は開示する	気候関連のリスクについて組織がどのように選別・管理・評価しているかについて開示する	気候関連のリスク及び機会を評価・管理する際に使用する指標と目標を、重要な場合は開示する
<b>推奨される開示内容</b>	a) 気候関連のリスク及び機会についての取締役会による監視体制の説明をする b) 気候関連のリスク及び機会を評価・管理する上での経営者の役割を説明する	a) 組織が選別した、短期・中期・長期の気候変動のリスク及び機会を説明する b) 気候関連のリスク及び機会が組織のビジネス・戦略・財務計画に及ぼす影響を説明する	a) 組織が気候関連のリスクを選別・評価するプロセスを説明する b) 組織が気候関連のリスクを管理するプロセスを説明する	a) 組織が、自らの戦略とリスク管理プロセスに即し、気候関連のリスク及び機会を評価する際に用いる指標を開示する b) スコープ1、スコープ2及び該当する場合はスコープ3のGHG排出量、及び関連するリスクを開示する
		c) 2°C以下シナリオを含む様々な気候関連シナリオに基づく検討を踏まえ、組織の戦略のレジリエンスについて説明する	c) 組織が気候関連リスクを識別・評価・管理するプロセスが組織の総合的リスク管理においてどのように統合されるかについて説明する	c) 組織が気候関連リスク及び機会を管理するために用いる目標、及び目標に対する実績について説明する

(図 3-3) 推奨項目についてのガイダンスの有無

	ガバナンス		戦略			リスクマネジメント			指標と目標			
	a)	b)	a)	b)	c)	a)	b)	c)	a)	b)	c)	
全セクター共通												
特定のセクター向け	金融	銀行										
		保険会社										
		アセットオーナー										
	非金融	アセットマネージャー										
		エネルギー										
		運輸										

ガイダンス有

# 4. TCFD提言に関わる最新動向

## 2021年10月公表の「附属書」および「指標、目標、移行計画に関するガイダンス」の概要

TCFDは2021年10月、TCFD提言の内容を実行に移すための、全体的およびセクター別の実務的ガイド「附属書(Annex)」(Implementing the Recommendations of the Task Force on Climate-related Financial Disclosures)の改訂を発表しました。

これと同時に、改訂された内容を詳細に示した「指標、目標、移行計画に関するガイダンス」(Guidance on Metrics, Targets, and Transition Plans)を公表しました。

本改訂は、TCFD提言そのものの修正ではなく、特に「戦略」および「指標と目標」について追記・変更し、明確化を行ったものです。

### 主な改訂内容

- スコープ1と2のGHG排出量は、重要性評価とは関係なく開示すべき事項となりました。スコープ3のGHG排出量の開示は、重要性に応じて開示が推奨されます。
- 報告書の比較可能性を高めるために、全ての組織が開示できる、財務的影響を評価する上で特に重要な7つのカテゴリーを示し、関連する場合は、これらの指標とその目標の開示を推奨しました。(図3-4)

(図3-4)業界横断的な気候関連指標のカテゴリー

カテゴリー	概要
GHG排出量	スコープ1、2、3におけるGHGの排出量、原単位
移行リスク	移行リスクにさらされる資産や事業活動の量と範囲
物理的リスク	物理的リスクにさらされる資産や事業活動の量と範囲
気候関連機会	収入、資産、その他の事業活動が気候変動関連の機会に合致する割合
資本の配分	気候関連のリスクと機会に向けた資本支出、融資、投資の額
内部炭素価格	組織内部で用いられるGHG排出量1トンあたりの価格
報酬	気候変動への考慮と連動した役員報酬の割合

- 業界横断的な気候関連指標の「財務的パフォーマンス」と「財務的ポジション」へのインパクトの関係性を示し、**定量的な情報開示の必要性**を改めて強調し、開示できる情報と実例を紹介しました。
- 組織の全体的な事業戦略の一環として、低炭素経済への移行を支える一連の目標と行動を示した、**移行計画に関するガイダンス**を提供し、その開示を推奨しました。特に重要な開示情報として次の3点が挙げられています。

現在のGHG排出実績

低炭素経済への移行がビジネス、戦略、財務計画に与える影響

移行支援のための行動や活動(GHG排出量を削減するための事業や戦略の変更など)

- 上記移行計画に関連し、長期目標に到達するための**中間目標の開示**が推奨されました。
- 金融機関については、ポートフォリオの**2°Cを十分に下回る水準のシナリオ適合の開示**や、投資、貸付、引受などの活動に関連する**GHG排出量などの開示**について推奨しました。

### TCFD提言と改訂を踏まえて

TCFD提言に応えるためには、組織全体を巻き込んだ取り組みが必要です。それには複数年を要することが予想され、段階的な対応の検討が必要になります。例えば、シナリオ分析の実施においては、対象範囲や時間軸の設定、社内の体制整備(経営層、各事業部門の巻き込み)に加え、適切な実施のためにも社内外のシナリオ分析の専門家と検討を行うことが重要となります。

初年度の開示においてここまで対応しておけばよいという指針はなく、気候変動が事業活動に与える影響は、業種や事業特性に応じて異なることが想定されるため、各社にはTCFD提言の枠組みを参照しながら、自社に必要と考えられる項目から順次開示を進め、今後の対応について記載していくことが求められています。

# Fact Sheet

PwC\*は、社会における信頼を構築し、重要な課題を解決することをPurpose(存在意義)としています。私たちは、世界156カ国に及ぶグローバルネットワークに295,000人以上のスタッフを擁し、高品質な監査、税務、アドバイザーサービスを提供しています。



## 主な提供サービス

- ・ 監査およびアシュアランス
- ・ コンサルティング
- ・ デールアドバイザー
- ・ フォレンジック
- ・ 税務
- ・ 法務



## People

295,371人

アシュアランス	116,890人
アドバイザー	81,369人
税務&法務	55,286人
プラクティス・サポート・スタッフ	41,826人



## Revenues

450億米ドル

### サービスライン別 総収益 (単位: 百万米ドル)

	FY21 (FY21為替 レート)	FY20 (FY20為替 レート)	増減率	増減率 (恒常為替 レート)
アシュアランス	17,073	16,389	4.2%	1.2%
アドバイザー	17,029	16,092	5.8%	3.1%
税務&法務	11,040	10,551	4.6%	1.7%
総収益	45,142	43,032	4.9%	2.0%

### 地域別 総収益 (単位: 百万米ドル)

	FY21 (FY21為替 レート)	FY20 (FY20為替 レート)	増減率	増減率 (恒常為替 レート)
米国	18,309	18,285	0.1%	0.1%
アジアおよびアジア太平洋	8,862	8,104	9.4%	6.2%
欧州・中東・アフリカ	17,971	16,643	8.0%	2.0%
総収益	45,142	43,032	4.9%	2.0%

恒常為替レートの増減率は、米ドル建ての為替レートの影響を除外した現地通貨建てでの数値です。FY21の収益は、PwC全ファームの合計収益で、FY21の為替レートの平均で換算し、米ドルで表示しています。FY20の合計収益は、FY20の為替レートの平均で表示しています。総収益にはクライアントに請求した経費も含まれます。FY20の数値は、FY21のオペレーションの最新事業構造を反映して再表示しています。そのため、FY20にアシュアランスおよび税務の一部として計上した約14億米ドルの収益は、アドバイザーに計上されています。

PwCのメンバーファームが  
サービスを提供した先は、

200,000社+

Fortune Global 500社中  
420社



## Locations

156カ国



\* PwCとは、プライスウォーターハウスクーパース・インターナショナル・リミテッドのメンバーファームによって構成されたネットワークを意味し、各メンバーファームはそれぞれ独立した法人です。

本 ESG 10 minutes へのお問い合わせ は、PwC あらた有責任監査法人 ESG戦略室 までお問い合わせください。  
Email: [jp\\_aarata\\_esg-mbx@pwc.com](mailto:jp_aarata_esg-mbx@pwc.com)